

事業運営部門

I. 障害者福祉センター事業（B型センター）

- ① 生活介護事業
- ② 自立訓練（機能訓練）事業
- ③ 給食サービス事業
- ④ 入浴サービス事業
- ⑤ 送迎サービス事業

(1) 生活介護事業（授産施設の廃止に伴い生活介護の定員が15人から35人となる）

心身に障害のある人達が安定した日中の生活が営むことができるよう日常生活支援を行う。生活介護は常時介護等の支援が必要な人が対象であるため、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援を行う。また利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制をとり多様なプログラムを準備する。（介護支援・創作的活動・所外活動・園芸活動・音楽活動・クラブ活動・社会参加活動・作業就労支援）

年度当初より利用者の「個別支援計画」を作成し、利用者及び代理者の同意を得ることとする。

- ・利用者定員・・・・・・・・・・35人
- ・訓練指導日・・・・・・・・・・原則として毎日通所（月～金）
- ・介護支援と社会参加と自立支援の取り組み

障害の特性と活動分野によるグループ制による支援体制

- ① 活動的グループ ⇒ 園芸・音楽・創作・運動（散歩）・社会参加活動
- ② 作業グループ ⇒ 作業活動中心・喫茶・付録作業・就労支援
- ③ 自主選択グループ⇒ 創作活動中心・作業参加・室内レク・社会参加活動
- ④ 体の取り組みグループ（重症心身障害者を中心）
⇒ リトミック・ストレッチ・リラックス・リハビリ・創作活動・喫茶

【一日の流れ】

| 9:00～10:00 | 10:00～12:00 | 12:00～13:30 | 13:30～15:00 | 15:00～16:00 |
|------------------------|---|---|-------------------------------------|---------------------------------|
| 朝の準備 (登所) 利用者連絡会 | 午前の活動 【ラジオ体操】 【ストレッチ軽運動】 【創作的活動】 【作業活動】 | 昼休み 【昼食】 【歯磨き】 【自由活動】 【午後の準備】 | 午後の活動 【創作的活動】 【作業活動】 【軽運動】 | 帰りの準備 (休憩) (清掃) 利用者連絡会 |

- ※ グループ毎の活動プログラムによって、一日の活動が詳細に決められている。
- ※ 生活介護の基本であるその日の心身の状況に応じた柔軟な対応を行うプログラムを準備する。

【生活介護の週間プログラム】

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|-------------------|------------------|-----------------|--------------------|----------------|
| ① | 園芸・散歩・社会参加活動 | 園芸・散歩・社会参加活動 | 創作活動・お菓子・調理・散歩 | 園芸・散歩・社会参加活動 | 創作活動中心 |
| ② | 付録・喫茶 | 付録・喫茶 | 付録・就労支援 | 付録・喫茶 | 付録・喫茶 |
| ③ | お菓子・華道 | 作業・音楽・創作活動 | 屋外活動・書道 創作活動 | 作業・図書館・喫茶・創作活動 | 作業・創作活動 |
| ④ | ストレッチ リラックス・散歩 | ストレッチ・音楽・喫茶・社会参加 | 創作活動・散歩 調理 | リラックス リハビリ 調 | お菓子クラブ 社会参加 |

(2) 自立訓練事業（機能訓練＝訓練給付事業＝指定事業に伴い看護職員を配置）

《目的》

心身障害者の機能の維持と改善を図り、日常生活の自立への促進と地域社会への復帰をめざし、専門家による指導訓練を行う。機能訓練の対象者は、医療機関での治療が終了し、症状が安定した後も機能維持・低下予防、変形、拘縮予防に継続して機能訓練を行う必要がある人。また、身体機能に支障があるにもかかわらず必要な訓練を受けてない人を対象とする。

《機能訓練内容（概要）》

機能訓練計画と訓練の流れ（方法）

- ・ サービス利用相談
- ・ 個別訓練支援計画の作成(契約時)
- ・ 個別訓練枠の設定
- ・ グループ訓練枠の設定
- ・ 1日体験入所
- ・ 個別面談（個人面談）の実施
- ・ 評価会議の計画的実施
- ・ 利用者懇談会日程の明示（年3回）
- ・ 行事日程の明示

機能訓練実施日

- ①理学療法（PT）・・・・・・月・木 週2回
- ②作業療法（OT）・・・・・・月・木 週2回
- ③言語療法（ST）・・・・・・月・金 週2回

機能訓練部門は三部門に別れている。

① 理学療法（PT）

脳血管障害や骨・関節・脊髄疾患及び脳性麻痺などが原因で起きた運動障害（移動動作障害、痛み等）のある人に対して、その維持、改善、促進を図るために個々の障害に対応した運動療法を行う。さらに、移動手段的補助として下肢装具の作成・フォロー、杖、歩行器、車椅子、座位保持装置などの補装具作成の助言・活用の訓練、指導も行う。

② 作業療法（OT）

個別やグループで実施する作業活動を通して、身体の機能維持・改善・予防等の支援や訓練を行う。また、個々のその人らしい生活の実現に向け、日常生活動作の指導や助言、福祉用具に関する情報提供・作成なども行う。そのほか、利用者自身が自らの課題を明確にできるよう、指導助言を行う。また自主トレの提案などをして、卒業後の生活の卒業祖を行い、

③ 言語療法（ST）

ことばに障害をもつ方に対し、言語機能の維持・改善を図るために、個々の障害（失語症、運動障害性構音障害、その他の言語障害等）や、程度、状況に応じて指導・訓練・家族への助言、様々な情報提供等を個別にしていく。また、期間の後半には、訓練機関終了後、自主的に訓練が実施できるように支援していく。他者と交流、共感しながら、実用的なコミュニケーション手段を獲得していく場としてPT・OTと連携し外出活動を取り入れていく。

④ 看護師

障害者自立支援法により、生活介護・自立訓練（機能訓練）の多機能型において看護職員は利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。利用者の健康管理と医療的ケアに関する研修（吸引・酸素吸入・AED等）を他の看護職員と協力してサポートする。

⑤ 機能訓練合同行事

PT、OT、ST通所訓練者を対象とし、合同行事によって日頃の訓練成果や体力、

社会適応性、対人関係等の評価の一端とする。また、四季折々の行事を実施することによって、通所者相互間での交流や楽しみ、達成感が、訓練意欲向上へつながるよう企画する。

(行事内容)

- ・利用者懇談会 4月19日(月) 8月30日(月) 12月13日(月)
- ・バスハイク 6月7日(月) サントリービール工場
- ・17周年キャンペーン 10月18日(月) ～
- ・ミニ運動会 23年3月3日(木)
- ・外出訓練日 5月10日(月)・7月8日(月)・11月15日(月)・2月3日(木)

⑥ 機能訓練相談 (PT、OT、ST、NA等合同による専門相談)

対象：センターの通所者または外部から希望する障害者(児)とその家族等。

内容：症状に関する個別相談や補装具相談、在宅療養指導、家屋改造相談、学齢児のホームプログラム相談、保育園や幼稚園に通っている障害児からの相談。

実施：毎月1回相談日を設定し、3療法士及びサービス管理者・看護師が対応する。

⑦ 機能訓練終了者及び機能訓練利用者の自主訓練へのサポート

毎週土曜日、療法士又は職員を配置し、機能訓練終了者と現利用者が安全に自主的な機能訓練ができる体制をとる。また、カラオケや創作的活動など幅広い活動も行う。

(3) 給食サービス事業＝自立支援法に伴う＝食事提供加算体制で施行する。

給食の対象は、生活介護、自立訓練及び授産施設利用者を中心に「通所者への給食サービス」を実施するほか、市内の障害者小規模作業所へ「配食サービス」を行う。

給食の質的向上をめざして、今年度は次のような項目を重点に取り組む。

- ① 給食懇談会を定期的実施し、利用者の要望や意見を聞く。(年2回)
- ② 安心・安全な給食の提供
- ③ 厨房設備の衛生管理に努める。(定期的な厨房の清掃や害虫駆除)
- ④ 調理員の定期検便を実施。(毎月実施)
- ⑤ 厨房の飲料水残留塩素濃度の検査を定期的実施する。
- ⑥ 業者との信頼関係を確保するために日常的な連携を図る。
- ⑦ 季節感を取り入れた献立を工夫する。

・実施日・・・・・・毎週 月～金の5日間

※・給食費・・・・・・食事費用(350円・500円・525円)3区分

・配食移送・・・・・・配送は業務委託(1時間)

※給食費は、自立支援法により「食材料費+諸経費(人件費)」となる。

(4) 入浴サービス(市独自の事業で運営)

自宅で入浴が困難な心身障害者(児)で、事前に利用認定を受けた登録者を対象に入浴サービスを行う。年々、利用者の高齢化と障害の重度化が進行し、体調の変化も見受けられる。このため個々のニーズに対応し、安全で快適な入浴サービスができるように心がけていく。

・実施日・・・・・・毎週 月～金の5日間

・サービス内容・・・・・・運転手と添乗員で自宅からセンターまでの送迎を行う。バイタルチェック(体温、血圧測定)を行い、介助員がサービスを提供する。

・浴室内の清潔な環境保持(清掃の徹底)

・浴槽内のレジオネラ菌の定期検査

・機械浴槽の定期点検

(5) 送迎サービス

自力で通所困難な障害者を対象に送迎サービスを実施している。当センターは、比

較的障害の重い人が多いため、授産施設利用者と生活介護利用者のほとんどが送迎バスを利用している。(マイクロバス 2 台＝業者委託)

また、入浴サービスにおいても、自宅で入浴できない重度障害者の送迎サービスを実施している。安全確保のための送迎マニュアルの整備や、委託業者との連携を強化し、安全運行と連絡徹底のための送迎関係者の調整会議を年 2 回開催することとする。

(6) 相談事業

障害者自立支援法の施行に伴い、相談機能も大きく変わると思われる。しかし、センター利用者及び在宅障害者や家族の相談ニーズはますます増えると考えられる。そのため障害者地域自立支援センター（地域相談支援事業）との連携を行い、迅速で効果的な相談を実施する。

① 福祉一般相談

福祉制度、福祉サービス等の生活上の相談を障害者センターの所長及び職員が随時行う。

② 障害別相談(自立生活支援センター事業)吸える

障害別相談は障害者本人及び家族の相談に応じ、相談方法はピアカウンセリングを基本とする。

知的障害、肢体不自由、視覚障害、内部障害、聴覚障害、精神障害の 6 障害別に、各相談員が年 8 回行う。また、相談員懇談会を年 1 回行う。

③ 専門相談嘱託医

医師・療法士による疾病、障害、発達、訓練等の専門相談を行う。

イ、医師による相談

内科医・・・・・・毎月 第 1 水曜日 13:00～15:00

整形外科医・・・・・・毎月 第 2 金曜日 13:00～15:00

精神・神経科医・・・・毎月 第 4 木曜日 13:30～15:30

ロ、療法士による相談

理学療法士・業療法士・言語聴覚士 第 4 月曜日 13:00～15:30

(7) 緊急一時保護

心身障害者（児）の保護者や介護者が疾病や冠婚葬祭の理由で一時的に在宅における介護が困難になった場合、障害者センターの一時保護室で保護する。利用の申請が福祉事務所やセンターにあった場合、直ちに利用者の障害状況、介護方法、日常生活の留意点、医療、健康等を把握して、介護事業所へ介護依頼を行う。

介護人へ利用者を引き渡す時は必ず担当職員が立会い、利用者が安全で快適に介護が受けられるために、十分な介護内容を説明する。また、一時保護終了後においても職員の立会いのもと、利用者を家族へ引き渡すこととする。

・利用内容・・・・・・昼間 9:00 ～ 17:00 定員 2 名

宿泊 17:00 ～翌朝 9:00 定員 2 名

・期限・・・・・・最高 5 日間（5 泊）

・業務内容・・・・・・①身の回りの世話

②衣類等の洗濯、整理

③入浴（宿泊時）

④調理、食事介助

⑤通学、作業所への送迎（市内及び近隣）

⑥医療機関との連絡

⑦その他必要な介護

※宿泊を伴わない場合は、地域生活支援事業の日中一時支援事業(定員 2 名)となる。

(8) 講習・講座事業

文化、教養の啓発のために、市民を対象に講習・講座を実施する。
平成 20 年度は次の講習会を開催する。

① 手話講習会（初級クラス・中級クラス）

- ・開催日・・・初級・中級 毎週 金曜日 各コース 33 回
- ・内容・・・・・・・・昼コース
 - 初級クラス 定員 20 名
 - 中級クラス 定員 20 名
- 夜コース
 - 初級クラス 定員 20 名
 - 中級クラス 定員 20 名
- ・対象者・・・・・・・・初級は、手話を初めて習う人が対象
中級は、初級を修了した人が対象
- ・講習期間・・・・・・・・5 月から翌年 2 月までの 33 回

② 手話講習会（上級クラス）

手話講習会の中級クラスを修了した人が更に手話の基礎的な技術を習得するための講習会を実施する。受講に当たっては選抜試験を実施する。

- ・開催日 毎週土曜日（午前中）
- ・定員 15 人程度
- ・対象者 中級以上の修了者
- ・講習期間 5 月から翌年 2 月までの 33 回

③ 手話講習会（通訳者養成クラス）

小金井市地域で将来手話通訳者として活動できる人材育成を目的として開講する。受講に当たっては選抜試験を実施する。

- ・開催日 毎週木曜日（夜コース）
- ・定員 15 人程度
- ・対象者 上級以上の修了者
- ・講習期間 5 月から翌年 2 月までの 33 回

- ・講師意見交換会を年 2 回実施する。
- ・外部より特別講師を招き、年 4 回の特別講演会を実施する。4 回のうち 2 回は小金井手話サークルの企画により実施する。

④ 絵画・レザークラフト講習会

障害者を対象とした創作的活動の講習講座を実施する。

○絵画講習会

- ・開催日 毎週金曜日 午後 1 時～午後 3 時
- ・定員 10 人程度
- ・講習期間 1 年間

○レザークラフト講習会

- ・開催日 毎週火曜日 午後 1 時～午後 3 時
- ・定員 10 人程度
- ・講習期間 1 年間

絵画講習会とレザークラフト講習会では、定期的に作品展示会を実施する。

⑤ その他の講習会

- 点字ワープロ講習会
- 介護講座
- ボランティア講習会

※講習会終了時には、受講生へのアンケートを実施し、講習事業の質の向上に努める。

(9) 施設提供事業

地域に開かれた施設をめざすため、可能なかぎり施設の提供に努める。施設提供は、障害者団体、福祉団体、ボランティア団体、近隣地域自治会等を対象に行う。

施設提供施設及び備品は次のとおりである。

- ① 社会適応訓練室
- ② 食堂兼集会室
- ③ 録音室
- ④ 団体ボランティア室
- ⑤ 付属備品（カラオケ備品・放送備品・ビデオ・ピアノ等）

指定管理者制度の導入により、施設提供事業が障害者団体や利用者に一層喜ばれるような利便性と運営に努める。

2. 利用者支援と保健衛生

施設サービス評価基準票に基づいて、客観的な施設サービスの内容と質が確保される利用者支援を行う。利用者サービスの基本は、利用者及び家族のニーズと施設の持っている多様な機能と専門的援助技術を結合した具体的な利用者本位の支援を行う。

- (1) 利用者のニーズに沿った個別支援計画を作成し、それに基づく支援を行う。
- (2) 利用者のニーズに沿った支援が実施されているか定期的な見直しを行う。
- (3) 利用者とともに嗜好カルテを作成し、健康的な食生活支援を行う。
- (4) 通所者（生活介護）の余暇・趣味活動への支援を行う。（クラブ活動）
- (5) 通所施設の特性から、必要に応じて家族との懇談会を実施する。

- (6) 利用者の緊急対応に関する所内職員研修を定期的実施する。
（吸引研修・酸素吸入・自動対外徐細動器の操作研修）
- (7) 安全な介護福祉機器の活用により利用者の精神的負担の軽減
かーる君、パートナー、オックスフォードなど活用

3. 保健衛生

利用者の文化的で豊かな生活を保障するため、様々な保健衛生に配慮する。

○生活介護、自立訓練、入浴サービス利用者に対する取り組み

- (1) 利用者の日常健康把握
 - ① 毎月の体重測定
 - ② 連絡帳などによる日常生活の把握
 - ③ 不調時の投薬や簡単な看護処置の実施
- (2) 生活環境の整備
 - ① 毎日の気温、湿度の測定を行う（屋外、ロビー、廊下、作業室等を記録）
 - ② 室内の整理整頓と清掃の徹底
 - ③ 空気清浄機・加湿器（冬期）の使用による空気環境の改善
- (3) 利用者の定期健康診断の実施（生活習慣病検診は、生活介護利用者が対象）
 - ・血液検査
 - ・X線撮影
 - ・尿検査
 - ・各種の身体測定なお、定期健診は東京都予防医学協会に依頼する。
- (4) 口腔衛生指導
かかりつけ医師への定期受診のすすめと歯磨き指導
- (5) 医療相談（嘱託医）の活用

利用者の健康診断は年 2 回実施することとし、その内 1 回は嘱託医による内科診察をセンター内で実施する。

(6) 家族、関係医療機関との連携体制

利用者の健康診断の結果や日頃の保健衛生については、家族や関係医療機関と十分連携をとり、適切な対応を行う。

II. 平成 22 年度障害者地域自立生活支援センター（相談支援事業）事業計画書

障害者自立支援法に伴い、自立生活支援センターの役割が変わる。指定相談支援事業としての役割を担うよう地域自立支援協議会との連携を図る。

自立生活支援センターが 4 年目に入り、相談件数、相談者が増えている。引き続き総合相談をはじめ、講習会の企画立案、関係機関とのネットワーク作りを進めていく。支援センターのモットーである「フットワークを生かした相談活動」を展開する。

(1) 支援センターの目的

在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(2) 設置場所と相談実施日

- ① 設置場所：小金井市障害者福祉センター内
総合相談窓口及び相談室を設置
- ② 実施日：火曜日～土曜日
(月曜日の相談は B 型センターで対応する)

(3) 事業内容＝地域相談支援事業を想定した事業展開と地域的役割を行う。

在宅障害者及びその家族を対象に相談に応じ、次の事業を行う。

- ① 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- ② ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の利用援助
- ③ 社会資源（福祉制度や福祉施設など）を利用するための支援
- ④ 社会生活力（自立的な生活を身につける力）を高めるための支援
- ⑤ ピアカウンセリング（障害者どうしが相談に乗ったり助言したりする相談手法）
- ⑥ 医療・福祉に関連する専門的な機関の紹介
- ⑦ 介護相談及び情報の提供

(4) 職員体制

| | |
|----------------------|---|
| 相談支援専門員の配置 | 専従常勤職員 2 名（社会福祉士） |
| ピアカウンセラー （障害別相談員） | 知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害 精神障害・内部障害（難病疾患など） 7 名 |
| 講習会・講演会等の講師 | 課題別に講演会講師を招聘 |

(5) 事業実施曜日及び時間帯

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 祝祭日 | |
|-------|-----|--------------|---|---|---|---|-----|-----|--|
| 8:30 | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | 休 | 休 | |
| 9:00 | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | | | |
| 10:30 | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | 業 | 業 | |
| 17:00 | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | | | |
| 17:15 | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | 療法士 | | |
| 19:00 | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | | | |
| 19:15 | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | ┆ | | | |
| 備考 | B職員 | 支援センター職員の勤務日 | | | | | | | |

※ 月曜日は、B型センターで相談事業を実施しているため、相談は可能である。
そのため、事実上、月曜日から土曜日まで総合相談が行える体制にある。

(6) 事業実施内容及び具体的な実施方法

| | |
|---|--|
| 1 | 専門的な相談支援等を要する困難なケース等への対応 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 困難なケース等について、当事者・家族への専門的な相談・助言等の支援 ・ サービス利用計画の作成に関する業務 ・ 成年後見制度利用支援事業 |
| 2 | ホームヘルパー・デイサービス・ショートステイの利用援助 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援制度における居宅支援制度の活用や紹介などの相談 ・ 制度以外のインフォーマルなサービス機関の活用等の紹介・相談 |
| 3 | 社会資源を活用するための支援 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所施設等の紹介・就労支援・福祉機器・装具利用相談・情報機器利用援助 ・ 生活関連動作支援（外出プログラム）・住宅改修相談・手当て・福祉制度利用援助 |
| 4 | 社会生活力を高めるための支援 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の仲間づくりプログラム（趣味活動・余暇活動など） ・ 生活プログラム（介助サービス、健康管理、金銭管理、家事家庭管理等） ・ 地域へ向けた講習会等の実施（短期手話講習、点字パソコン講習会等） ・ 自立生活講座及び当事者相談（ピアカウンセラー等、自立体験者の講座） |
| 5 | 当事者相談（ピアカウンセリング） |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、精神障害、内部障害の6障害のピアカウンセラーによる相談の実施（毎週火曜日 13時～15時） ・ピアカウンセラー懇談会の実施 ・小金井市障害別相談員との連携をとり、情報交換、懇談会等を実施 |
| 6 | 専門機関との連携 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課、保健センター、保健所、東京都心身障害者福祉センターとの連携 ・社会福祉協議会、精神障害者生活支援センター、障害者就労支援センター、こども家庭支援センター、市内障害者通所施設（作業所）、養護学校等の連携 |

(7) 平成22年度実施企画

- ① 自立生活支援センターニュースを年4回発行（市内関係機関に配布）
- ② 障害者、家族の集いの場「ティーサロン」開催（土曜日）
- ③ 出張相談の実施（市内障害者施設訪問相談・在宅訪問相談）
- ④ 講習・講座「障害者パソコン講習会の実施」
（身体障害のある人＝2単位／知的に障害のある人＝2単位） 1単位6日間
- ⑤ 講習・講座「コミュニケーション講座＝音楽療法プログラム」
（知的発達障害のある方を対象：土曜日午後、年10回実施）
- ⑥ 講演会企画 地域ニーズに沿った講演会を企画
- ⑦ 障害者週間キャンペーン企画の実施（障害者がつくるポスター展）
- ⑧ 各種懇談会の実施
（ピアカウンセラー懇談会、グループホーム連絡会、支援センター連絡会）

Ⅲ. 年間の主な行事計画（平成 22 年度）

| | 主 な 行 事 |
|------|--|
| 4 月 | 入所式(生活介護 1 日) / レザークラフト開講式 (14 日) 手話講習会上級・養成コース選抜試験 (4 月 25 日) 利用者懇談会 (4 月 19 日機能訓練) ○オンブズパーソン相談日 (21 日) 機能訓練外出訓練(4 月 15 日) 絵画講習会 (16 日) |
| 5 月 | ～ 個別面談 / 家族懇談会 (5 月 18 日生活介護) / 音楽療法 (支援センター) 日帰り旅行 (生活介護) / 給食残菜調査 (17～21 日) 手話講習会合同開講式 (5 月 14 日) 水質検査 (厨房・飲料水: 5 月 21 日) ○オンブズパーソン相談日 (18 日) |
| 6 月 | 生活介護一時金支給/給食懇談会 (6 月 9 日配食先 4 ヶ所) / 機能訓練バスハイク (6 月 8 日) ○オンブズパーソン相談日 (22 日) 知的障害者パソコン講習会 (6 回コース) / 施設見学会 |
| 7 月 | 日帰り旅行 (生活介護) / 第 1 回運営協議会 (7 月 9 日) / 市と法人の運営会議 (7 月 16 日) / 音楽療法 定期健康診断 (7 月 13 日生活介護) ○オンブズパーソン相談日 (28 日) 機能訓練外出訓練(7 月 15 日) (第三者委員と家族・利用者懇談会) |
| 8 月 | 音楽療法 利用者懇談会 (機能訓練 8 月 30 日) / 厨房害虫駆除 (8 月 12 日・13 日) ○オンブズパーソン相談日 (19 日) |
| 9 月 | 地元町会との合同消防訓練 (9 月 15 日) 家族懇談会 (9 月 14 日生活介護) / 手話講師意見交換会 (9 月 16 日) / 身体障害者パソコン講習会 (6 回コース) 生活介護=一時金支給 ○オンブズパーソン相談日 (22 日) |
| 10 月 | 第 2 回運営協議会 (10 月 8 日) / 日帰り旅行 (生活介護) 17 周年記念行事 (10 月 18 日～22 日) / ハンドベル演奏会 (10 月 18 日チェリーベル) 障害別相談員意見交換会 (10 月 5 日) ○オンブズパーソン相談日 (27 日) |
| 11 月 | 日帰り旅行 (生活介護) / 給食懇談会 (11 月 10 日配食先 4 ヶ所) 利用者歯科検診 (生活介護) / 給食残菜調査 (11 月 15 日～19 日) 知的障害者パソコン講習会 (6 回コース) 機能訓練屋外活動 (11 月 8 日) ○オンブズパーソン相談日 (11 日) |
| 12 月 | 生活介護一時金支給/利用者懇談会 (12 月 21 日機能訓練) / ハンドベル演奏会 (12 月 10 日機能訓練) / 障害者週間 (12 月 3 日～12 月 9 日) 冬休み (12 月 28 日～1 月 4 日) ○オンブズパーソン相談日 (7 日) |
| 1 月 | 成人を祝う会(生活介護) 町会懇談会 ○オンブズパーソン相談日 (17 日) |
| 2 月 | 定期健康診断 (生活介護 2 月 2 日) / 個別面談 (生活介護) / 絵画展示会 手話講師意見交換会 (2 月 3 日) 機能訓練外出訓練(14 日) / 第三回運営協議会 (2 月 9 日 (水)) 身体障害者パソコン講習会 (6 回コース) ○オンブズパーソン相談日 (23 日) 手話講習会合同修了式 (2 月 25 日) |
| 3 月 | 定期健康診断 (生活介護) / 機能訓練運動会 (3 月 3 日) / 生活介護=一時金支給 創作的活動修了式 (絵画・レザークラフト) / 地元町会との合同消防訓練 (3 月 2 日) ○オンブズパーソン相談日 (23 日) |

■毎月定期実施項目 ①消防訓練 ②体重測定 ③調理員検便 ④合同調理実習
⑤誕生を祝う会